

# 契 約 書

札幌市（以下「発注者」という。）と （以下「受注者」という。）  
は、南消防署藤野出張所で使用するLPガスの調達に関し、以下の条項により契約を締結する。

なお、受注者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。（契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。）ただし、発注者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

（総則）

第1条 受注者は、仕様書その他の関係書類に基づき、発注者がこの契約書の頭書に記載するLPガスの需要に応じてLPガスを供給し、発注者はこれに対価を支払うものとする。

2 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

3 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

4 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

5 この約款に定める承諾、通知、請求、催告及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

（契約保証金）

第2条 受注者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りではない。

2 前項の契約保証金の額は、発注者があらかじめ仕様書別表に示す1年間のLPガスの予定使用数量を基にして第5条第2項の規定により計算して得た1年間の予定支払額（以下「契約金額」という。）の100分の10以上としなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

（計量及び検査）

第4条 ガスメーター出口をもってLPガスの引渡箇所とする。

2 受注者は、月に1回、ガスメーターに表示されるLPガスの通過量（用途ご

とに従量料金単価が異なる場合は用途ごとの通過量とする。)を検針し、検針票を発行して発注者の指定する者に交付する。

3 検針日は契約後に発注者と受注者の協議により決定する。

4 発注者は、第2項による検針票を受領した日から起算して10日以内に検査を終えなければならない。

(LPガス料金)

第5条 受注者は、前条第4項の規定による検査に合格したときは、LPガスの使用に対する代金(以下「LPガス料金」という。)の支払を請求することができる。

2 契約単価及びLPガス料金の算定については、別紙「LPガス料金内訳書」のとおりとする。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内(以下「約定期間」という。)にLPガス料金を支払わなければならない。

4 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第4項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間はその超えた日において満了したものとみなす。

5 発注者の責めに帰すべき事由により、第3項の規定によるLPガス料金の支払いが遅れた場合は、受注者は違約金を請求することができる。

6 前項の違約金は、支払期日の翌日から支払の日までの期間の日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定める割合(以下「違約金算定率」という。)で算定した金額とする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第6条 受注者の責めに帰する事由により、ガス切れが生じた場合には、受注者は、発注者に対して違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、契約金額を12で除した金額につき、ガス切れが生じた日から供給が行われた日までの日数に応じ、違約金算定率で計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。

(発注者の解除権)

第7条 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を

定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) LPガスを供給しないとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) LPガスの供給が不能であるとき。
- (2) LPガスの供給を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
- (4) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
- (5) 第3条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有して

いると認められるとき。

へ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに応じなかったとき。

チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は受注者の責めに帰する事由によるガス切れが複数回発生するなどの契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

3 前2項の規定により契約が解除された場合については、受注者は、発注者にその損害の賠償を求めることができない。

4 第1項各号又は第2項各号（第6号を除く。）に定める場合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第8条 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、発注者は、契約金額の100分の10に相当する金額（発注者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第2条の規定により契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

(談合行為に対する措置)

第9条 受注者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の100分の20に相当する額を発注者に支払わなければならない。この契約によるLPガスの供給後についても同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
- (2) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約保証金の返還)

第10条 発注者は、受注者が契約期間中のLPガスの供給を完了したときは、契約保証金を返還しなければならない。

(管轄裁判所)

第11条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(雑則)

第12条 受注者は、この契約書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法律を遵守するものとする。

2 この契約書に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ、これを定める。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者双方記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 札幌市  
代表者 市長 秋元 克広

受注者 住 所  
商号又は名称  
職・氏名

# LPガス料金内訳書

## 1 LPガス料金の単価（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### (1) 基本料金

円

### (2) 用途ごとの従量料金単価（1 m<sup>3</sup>当たり）

なお、下記3による原料費調整を行う。

#### ア GHP

円

#### イ ボイラー

円

#### ウ 厨房（コンロ）

円

## 2 LPガス料金の算定

一月ごとのLPガス料金は、上記1(1)の基本料金と、ガスメーターに表示された前月検針時から当月検針時までの上記1(2)に記載する用途ごとのLPガスの通過量（m<sup>3</sup>）に用途ごとに対応する従量料金単価を乗じて算出した金額（それぞれの算出金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を合算した額とする。

## 3 原料費調整

上記1(2)の従量料金単価については、下記の計算により調整を行う。

(1) サウジアラムコ社が通告するプロパンガスに係る取引価格（\$ / t）（以下「CP」という。）について、検針月と前月（検針月の前月をいう。以下同じ。）の平均額（以下「平均CP」という。）を算出する（円未満の端数整理はしない。）。

(2) 平均CPに、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が公表する前月1日から末日までの平均対顧客電信売相場（円 / \$）を乗じて原料費価格（円 / t、以下「当月原料費価格」という。）を算出する（円未満の端数整理はしない。）。

(3) 以下のア又はイのいずれかの場合に応じて計算し、原料費価格の対前月増減額（円 / t）を算出する。

ア 当月原料費価格が、前月に上記(1)及び(2)により算出した前月の原料費価

格（円／t、以下「前月原料費価格」という。）より大きい場合

当月原料費価格から、前月原料費価格を減じる（円未満の端数整理はしない。）。

イ 当月原料費価格が、前月原料費価格より小さい場合

前月原料費価格から、当月原料費価格を減じる（円未満の端数整理はしない。）。

(4) 上記(3)で算出した対前月増減額（円／t）に1,000分の2を乗じ、原料費価格の対前月増減額（円／m<sup>3</sup>）を算出する（円未満の端数は切り捨てる。）。

(5) 以下のア又はイのいずれかの場合に依じて計算して得られた額を検針月の請求に係る従量料金単価とする。

ア 上記(3)アの場合

前月の従量料金単価に、上記(4)で算出した対前月増減額（円／m<sup>3</sup>）を加える。

イ 上記(3)イの場合

前月の従量料金単価から、上記(4)で算出した対前月増減額（円／m<sup>3</sup>）を減じる。

(6) 本契約の最初の検針月に係る原料費調整においては、本契約の入札期日の属する月について上記(1)及び(2)に基づく金額を算出し、それを前月原料費価格とみなして上記(3)から(5)までの計算を行う。